(十二)　施行者に帰属する個別利用区内の宅地に関する事項

［様式を加える。］

個別利用区内の宅地					管理処分の方法			
宅　地				備考	譲渡し又は賃貸しの別	譲受け人又は賃借り人の決定方法	その他	備考
個別利用区内の宅地の区域	所在及び地番	地目	地積					

(十三)　個別利用区内の宅地の価額の概算額

［様式を加える。］

街区番号	個別利用区内の宅地の区域	個別利用区内の宅地の価額の概算額

備考

1～6　［略］

7　法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。

8　［略］

備考

1～6　［同左］

［項を加える。］

7　［同左］